

東日本大震災の被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険における一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の特例減免措置の見直しについて

東日本大震災による被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険における一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の特例減免措置については、**令和5年度から段階的な見直し**を行います。皆様におかれては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 見直しの対象となる方

東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者の方

(※)「旧避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

2. 見直し内容について

- 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で減免措置を終了することとし、**令和5年度(令和5年4月)から順次、見直しを実施**します。
- 各地域における特例減免措置の見直しが始まる年度は以下のとおりです。

住所を有していた地域(福島県内)	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 ・田村市、川内村の一部、 (旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域) ・広野町、楡葉町の一部、 南相馬市の一部(旧緊急時避難準備区域) ・特定避難勧奨地点	保険料(税)	特例継続	1/2 ①	× ②	特例終了 ③			
	窓口		○	○				

○：全額免除、1/2：1/2免除、×：免除終了

- 具体的には、①から③の順で見直しを実施します。
 - ①令和5年度は、**保険料(税)の半額が引き続き、減免されます。**
 - ②令和6年度は、**保険料(税)の減免措置が終了します。**
 - ③令和7年度は、**一部負担金及び利用者負担の減免措置が終了します。**
(令和7年2月末で減免措置が終了する予定です)

3. Q&A

○ 特例減免措置の見直しについて

Q1 なぜ見直すことになったのですか？

A1 医療保険等制度は、被保険者の皆様が病気や怪我、介護が必要な状態となっても安心して治療やサービスが受けれるよう、加入者の皆様に保険料（税）等を出し合い、医療費等に充てる助け合いの制度です。

特例減免措置については、避難指示解除後も長期間にわたり減免措置が継続されるなど被保険者間の公平性の観点から課題があったため、今般、段階的に見直しを行うことを決定しました。

特例減免措置の見直しは、医療保険等制度を将来にわたって守り続けるために必要なものと考えていますので、皆様におかれては、何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q2 今回、見直しの対象となる者はどういう方ですか？

A2 東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者の方が減免措置の見直し対象となります。

○ 一部負担金及び利用者負担金の支払いについて

Q3 どの程度、一部負担金及び利用者負担を支払う必要がありますか？

A3 以下のとおり、年齢などに応じて、医療機関等の窓口において、医療費及び介護サービス費の何割を支払う必要があるのか、その負担割合が決められています。

●18^{※1}～70歳未満：3割

【医療保険】●70歳以上75歳未満：2割（ただし、現役並み所得者は3割）

●75歳以上^{※2}：1割・2割^{※3}（ただし、現役並み所得者は3割）

※1 18歳の誕生日以後の最初の4月1日から

※2 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む。

※3 一定の所得以上の者は2割負担となる。

【介護保険】●原則、1割

（※）被保険者の方の収入等に応じて1～3割の負担

また、毎月の医療費の一部負担金や介護サービスの利用者負担額が高額になったときには、上限額を超えた分が高額療養費や高額介護サービス費として支給されます。上限額については所得などにより異なります。

○ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払いについて

Q4 どの程度、保険料（税）を支払う必要がありますか？

A4 保険料は、前年度の所得等に応じて算定[※]されます。

なお、今回の見直しにあたっては、急激な負担増にならないよう、見直しの1年目は保険料（税）の全額ではなく、半額を負担いただくこととしています。

（※）所得が一定の基準額以下の方は保険料の一部が軽減されます。

Q5 保険料（税）の支払いが困難な場合はどうすればいいですか？

A5 特別な事情により、保険料（税）の支払いが困難なときは、申請により分割納付などもできます。支払いが困難な場合は、お早めにご相談ください